

徳島県環境学習実践モデル事業実施要領

(趣旨)

第1条 知事は、環境学習を通して小中学生の問題解決能力をはぐくむため、県内で環境保全活動に取り組むNPO法人や事業者等(以下「地域」という。)と学校や児童クラブ、地域の子ども会等(以下「学校等」という。)が連携し、とくしま環境学習プログラムを基本に、それぞれの環境の状況を踏まえ、コミュニティーを通じた環境学習活動の実践を促進する取り組みに対して支援を行うものとする。

(対象者)

第2条 支援の対象者は、環境活動等を行う団体、事業者、学校等の環境学習の実践者(以下「実践者」という。)で、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1)徳島県内に事業所または活動拠点を有すること。
- (2)継続的な活動ができるものであること。
- (3)一定の規約を有するなど、組織が確立していること。

(対象とする取り組み)

第3条 支援の対象とする取り組みは、次のいずれかの要件を満たすものであること。

- (1)学校等が地域と連携して環境学習を行うこと。
- (2)地域が学校等の環境学習を支援すること。

(支援の内容)

第4条 知事は、対象となる取り組みに対して、学習方法や進め方などについて支援する者「スーパーバイザー」等の派遣、環境学習教材の提供等の支援を行うものとする。

(対象となる取り組みの指定)

第5条 支援を受けようとする者(以下「計画申請者」という。)は、あらかじめ徳島県環境学習実践モデル事業実施計画書(様式第1号)を、別に定める期日までに知事に提出し、その指定を受けなければならない。

指定の要件については、次のとおりとする。

- (1)事業実施の計画が確実かつ合理的であること。
- (2)継続性のある取り組みであること。
- (3)とくしま環境学習プログラムを基本とした取り組みであること。
- (4)それぞれの地域にある資源、素材を活かした取り組みであること。
- (5)他の地域、学校等に波及効果のある取り組みであること。

(支援の決定)

第6条 知事は、前条の規定により、指定したときは計画申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 計画申請者は、通知を受けた後、計画の変更の必要が生じた場合は、速やかに知事と協議し、必要に応じ、徳島県環境学習実践モデル事業実施変更計画書(様式第2号)を提出しなければならない。

(実施の報告)

第8条 計画申請者は、事業の実施結果について、徳島県環境学習実践モデル事業実績報告書(様式第3号)として、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(書類の保管)

第9条 第5条、第7条及び第8条の規定に基づく書類及びこれに関連する書類の保管期間は、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(協力)

第10条 計画申請者は、知事が求めるときは、会議等において、事業の実施結果を報告するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月22日から施行する。